

松島町定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町外からの転入者の移住・定住の促進及び平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(以下「震災」という。)により被災した者の復興の支援を図るため、松島町内(以下「町内」という。)に住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において松島町定住促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、松島町補助金等交付規則(平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 町の住民基本台帳に記録され、かつ、その生活基盤を専ら町内におき、自ら所有する住宅に町の住民として5年以上居住することをいう。
- (2) 住宅 町内において、人の居住の用に供する家屋で自ら居住するために所有する住宅をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。
- (3) 新築住宅取得 自己の居住の用に供するため住宅を新築(改築を含む。)し、又は新規に建築された住宅を購入することをいう。
- (4) 中古住宅取得 過去に居住の用に供されたことがある住宅を、自己の居住の用に供するために購入することをいう。ただし、民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族間での購入を除く。
- (5) 土地取得 第3号又は第4号に規定する住宅の敷地の用に供される土地の取得をいう。ただし、民法第725条に規定する親族間での売買又は相続及び贈与並びにその他取得対価を伴わない事由による土地の取得を除く。
- (6) 転入者 申請日現在において年齢が60歳未満で、かつ、町外に居住しており、町内に定住する意思をもつ者、又は震災以降、新築住宅取得又は中古住宅取得の上、既に定住している者のうち、申請日現在における住民票において従前住所地在町外である者。この場合において、新築住宅取得又は中古住宅取得に係る契約時に町外に住所を有し、契約後において一時的に町内に住所を有する者は転入者に含む。
- (7) 町内建設業者 本社又は営業所などが町内にある建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けた法人若しくは個人又はこれ以外のもので町長が認めるものをいう。

(8) 市町村税等 個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 転入者又は震災以前から町内に住所を有し、震災により住宅が半壊以上の被害を受けた者で、定住を目的として町内に新築住宅又は中古住宅を取得する者

(2) 補助金の交付を受けようとする年度の前年度において、納付すべき市町村税等の滞納のない者

(3) 以前に当該補助金の交付を受けていない者

(4) 松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第20号）第2条第4号に規定する暴力団員等でない者

(交付対象経費等)

第4条 補助金の対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、松島町定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、工事着手前又は売買契約締結後遅滞なく町長に提出するものとする。

(1) 申請者及び居住予定の全ての世帯員が記載されている住民票の写し

(2) 位置図及び平面図の写し

(3) 住宅の取得価格を示す契約書（売買契約書又は工事請負契約書等）の写し

(4) 申請者及び居住予定の全ての世帯員について、交付申請の前年度における市町村税等の納税証明書又は市町村税等の滞納がないことの証明書

(5) 下請施工業者等内訳書（下請施工がある場合に限る。）

(6) り災証明書の写し（転入者のうち、り災証明書の交付を受けていない者を除く。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による交付決定の通知は、松島町定住促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(変更等の手続)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、松島町定住促進事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）に、内容変更の場合にあっては

変更内容を証する書類を添えて、速やかに、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の松島町定住促進事業変更（中止）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、松島町定住促進事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条による実績報告は、松島町定住促進事業実績報告書（様式第5号）によるものとし、交付決定者は、住宅への入居後、速やかに、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅（土地・建物）の登記事項証明書等本人所有が確認できる書類の写し
- (2) 申請者及び居住する全ての世帯員が記載されている住民票の写し
- (3) 住宅の取得価格を示す領収書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 規則第13条による補助金の額の確定は、松島町定住促進事業補助金額確定通知書（様式第6号）によるものとし、町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 補助金の請求は、松島町定住促進事業補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 当該補助事業に係る住宅に入居した日から5年以内に転居又は当該住宅の売り渡し若しくは賃貸等を行ったとき。
- (2) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対して補助金の返還を求めるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により返還を求められた場合には、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助に関する規定については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

対象経費	新築住宅取得又は中古住宅取得に要した費用（土地取得費、設計費、外構工事費、改修費含む。）とする。	
補助金額	町内建設業者を利用しない場合	新築住宅取得又は中古住宅取得に要した費用の10パーセントとし、新築住宅取得の場合は50万円を限度、中古住宅取得の場合は25万円を限度とする。
	町内建設業者を利用した場合	新築住宅取得又は中古住宅取得（購入後の改修費が50万円以上の場合に限る。）に要した費用の10パーセントとし、新築住宅取得の場合は100万円を限度、中古住宅取得の場合は75万円を限度とする。ただし、下請施工がある場合には、費用の2分の1以上が町内建設業者による場合に限る。（元請けが町外建築業者で、費用の2分の1以上を町内建築業者が行う場合も適用する）
備考	算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	